

平成14年2月8日

法制審議会 委員各位

商法等の一部を改正する法律案要綱案（案）について

全国青年税理士連盟
会長 増田 勝彦
渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、約3,000名の若手税理士により組織されている団体であり、真に国民から信頼される税理士制度確立のために活動を行っております。

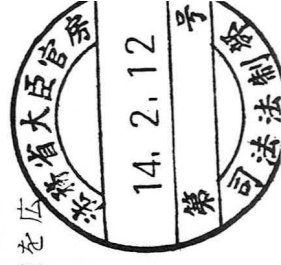
さて、平成14年1月16日に法制審議会会社法部会から『商法等の一部を改正する法律案要綱案（案）』（以下「要綱案」という。）が公表されました。昨年4月に法務省民事局参事官室から「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」が示され、既にその一部は昨秋の臨時国会において改正されました。今回は残された項目のほとんどが盛り込まれていますが、当連盟が重要テーマと考えていました「貸借対照表等の公開」につきましては、昨秋改正された、「貸借対照表又はその要旨の公告」の代替としての電磁的方法による貸借対照表の公開以外は先送りとされました。

計算書類の公開と、その適正性の担保というテーマにつきましては、当連盟として社会環境の変化を踏まえ充分な議論を尽くし、機会を改めて意見を申し述べたいと考えております。

今回の要綱案に関し、「第十 大会社以外の株式会社における会計監査人による監査」について次のとおり意見を申し述べます。

要綱案は資本の額が1億円を超える株式会社は、定款をもって、商法第281条第1項の書類について、会計監査人の監査を受ける旨を定めることができることとし、この場合においては、商法特例法第2条から第19条までの規程を適用できるとするものです。

本来商法特例法(大会社に関する特例)は社会的責任の大きい会社に対し、コーポレート・ガバナンスの観点から、会計監査人による外部監査を強制する法律であります。要綱案は、資本の額が1億円から5億円の中会社に任意ではあっても会計監査人による監査を導入するものです。企業の選択肢を広



げるといふ積極的な評価もできますが、我が国の現行会計監査人制度について、内外から様々な批判を受け、その制度改革が議論されている現状、あるいは中小会社にふさわしい会計基準の策定の動向等を考えますと、中会社に大会社と同様の会計基準・監査基準が求められ、商法特例法の規定が適用されることの合理性があるのか否か疑問が残ります。公認会計士制度改革、中小会社会計基準論議などの方向性を見極めてから法制化するべきものと考えます。

また、任意規定とはいえ中会社に商法上の法定監査の途を開くものとなり、運用の面からは金融機関等関係者の圧力により実質的な強制監査となり、中会社に対し過大な事務量・経済的負担を強いることとなるとの懸念も指摘されています。

中間試案の解説で述べている「証券取引法により既に公認会計士又は監査人の監査を受けている会社は、大会社でなくとも、会計監査人を選任することができることとなり、商法特例法上の特例規定の適用を受けることができることとなる。」が改正趣旨であるならば、対象会社の範囲は証券取引法の法定監査を受けることとなっている会社とすれば足りることです。

以上の理由から、当連盟は要綱案の「第十 大会社以外の株式会社における会計監査人による監査」でいう任意監査を資本の額が1億円を超える株式会社のすべてに導入することは時期尚早と考えます。

以 上



日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

平成14年2月8日

商法等の一部を改正する法律案要綱案（案）について

全国青年税理士連盟
会長 増田 勝彦
渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話 03-3354-4162

貴会にはますますご清栄のことお喜び申しあげます。
日頃は当連盟の活動に対し深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成14年1月16日に法制審議会会社法部会から『商法等の一部を改正する法律案要綱案（案）』（以下「要綱案」という。）が公表されました。昨年4月に法務省民事局参事官室から「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」が示され、既にその一部は昨秋の臨時国会において改正されました。今回は残された項目のほとんどが盛り込まれていますが、当連盟が重要テーマと考えていました「貸借対照表等の公開」につきましては、昨秋改正された、「貸借対照表又はその要旨の公告」の代替としての電磁的方法による貸借対照表の公開以外は先送りとしてきました。計算書類の公開と、その適正性の担保というテーマにつきましては、当連盟として社会環境の変化を踏まえ十分な議論を尽くし、機会を改めて意見を申し述べたいと考えております。

今回の要綱案に関し、「第十 大会社以外の株式会社における会計監査人による監査」について次のとおり意見を申し述べます。
要綱案は資本の額が1億円を超える株式会社は、定款をもって、商法第281条第1項の書類について、会計監査人の監査を受ける旨を定めることができることとし、この場合においては、商法特例法第2条から第19条までの規程を適用できるとするものです。

本来商法特例法（大会社に関する特例）は社会的責任の大きい会社に対し、コーポレート・ガバナンスの観点から、会計監査人による外部監査を強制する法律であります。要綱案は、資本の額が1億円から5億円の中会社に任意ではあっても会計監査人による監査を導入するものです。企業の選択

肢を広げるといふ積極的な評価もできませぬが、我が国の現行会計監査人制度について、内外から様々な批判を受け、その制度改革が議論されている現状、あるいは中小会社にふさわしい会計基準の策定の動向等を考えますと、中会社に大会社と同様の会計基準・監査基準が求められ、商法特例法の規定が適用されることの合理性があるのか否か疑問が残ります。公認会計士制度改革、中小社会計基準論議などの方向性を見極めてから法制化するべきものと考えます。

また、任意規定とはいっても中会社に商法上の法定監査の途を開くものとなり、運用の面からは金融機関等関係者の圧力により実質的な強制監査となり、中会社に対し過大な事務量・経済的負担を強いることとなるとの懸念も指摘されています。

中間試案の解説で述べている「証券取引法により既に公認会計士又は監査人の監査を受けている会社は、大会社でなくとも、会計監査人を選任することができることとなり、商法特例法上の特例規定の適用を受けることができることとなる。」が改正趣旨であるならば、対象会社の範囲は証券取引法の法定監査を受けるところとなつてゐる会社とすれば足りることです。以上の理由から、当連盟は要綱案の「第十 大会社以外の株式会社における会計監査人による監査」でいう任意監査を資本の額が1億円を超える株式会社のすべてに導入することは時期尚早と考へます。

以 上